

Chinese Shines in Siam in Historical Perspective

by Junko KOIZUMI

On March 15, 1921, the Ministry of Local Government and the Ministry of Interior of Siam jointly issued the “ Ministerial Regulations on Chinese Shrines (sanchao). ” The regulations requested all the Chinese shrines situated on government land or on land which had been donated to be registered at the office of the local government and their title deeds to be made out in the name of the local authorities. Although the Siamese government legitimized the regulations by explaining their purposes as to prevent the use of the premises occupied by shrines for illegal purposes such as gambling and meetings of secret societies and to prevent the misuse of shine funds for the benefit of the great majority of law-abiding Chinese, it evoked strong objections from the Chinese in Bangkok, in particular those who were foreign subjects under colonial authorities. This article will examine the background and ramification of these regulations; and by doing so, it will seek a new perspective to place Chinese shrines in the context of historical changes and dynamisms of overseas Chinese communities in Siam.

シヤムにおける中国廟に関する一考察

「廟に関する省令」(1921年)をめぐって

小 泉 順 子

はじめに

現在タイ全土において650を超える中国廟が内務省に登録されている [Krom Kanpokkhrong n.a.: 9] その制度的根拠となっている法令が、1921年3月15日に公布された「廟に関する省令」である⁽¹⁾。首都大臣チャオブラヤー・ヨムマラートと内務大臣チャオブラヤー・スラシーウィシットサックの連名で公布されたこの省令は、私有地以外に建てられている中国廟を対象に登録制度を導入し、またその土地や財務などの管理運営に対する国家の関与を規定した。

近年内務省が、登録された中国廟の中から優れた廟を選んで国王夫妻の写真を下賜するプロジェクトを開始するなど、この登録制度は肯定的に運用されているようである [Krom Kanpokkhrong n.a.: 45 52] しかし歴史を振り返れば、公布当時この省令に対して中国人⁽²⁾は激しく抵抗した。本論文は、この省令の公布をめぐる中国人の動きとシヤム政府側の反応をタイ語公文書史料から明らかにし、そこから浮かび上がる当時のバンコクにおける中国人コミュニティの様相を検討することを目的とする。

これまで中国廟は、会館など中国人の諸団体等と並び中国文化の象徴として、中国語資料を基本とする華僑研究では最も基本的な研究対象の1つとみなされてきた。特に信仰の場であることから、人類学における研究対象とされ [e.g. 劉・麥 1994]、また保存されている碑文や扁額などの史料的価値に着目した歴

史研究も重ねられてきている [e.g. Ho 1995; 段 1996; Franke 1998]。さらに近年は中国の政治的、経済的役割が高まるにつれて、中国系タイ人の中で自らのルーツや中国とのつながりに対する関心が強まり、廟の改築・修繕の動きが活発化すると同時に、廟の美術的価値を評価し、また改めて廟の歴史から中国人コミュニティの歴史を探ろうという動きも顕著である [e.g. Phimpraphai 2001; Phimpraphai (Pim Praphai) 2004]。これらの研究の多くは、バンコクやタイ各地における代表的な廟をリストアップし、その来歴、言語グループ、祀られる神々、中国語の碑文、建物の間取りなどを説明する。筆者は以前にこうした研究をローカルコミュニティの視点から再考し、純粹なる中国要素に着目する結果、あいまいで周縁的なケースが排除され、また、数多ある廟の中で事例としてとりあげる選択基準が明示されないため、示された個々の事例を位置づけることが難しいなどの問題を指摘した。そして廟の存在や様相を、地域社会と歴史の文脈に埋め戻して位置づけ、地域社会の個性やダイナミズムを描く作業へと展開していく必要性を提起した [小泉 2006]。

このような考察を踏まえ、本稿ではこれまで注目されることのなかった中国廟に関する省令をとりあげ、その内容や公布の背景、省令をめぐる中国人側の反応など一連の展開を明らかにする。そしてそこから信仰の場のみならず経済的利害や政治的権威の場としての廟という側面を明らかにし、廟を、廟に関わる政治的権力や経済的・社会的利害といった要素も十分考慮しつつ、対立や連携などコミュニティの動きの中で動態的に捉える視角や方法について再考することも課題としたい。

・「廟に関する省令」(1921年)⁽³⁾

1920年8月6日、首都大臣チャオプラヤー・ヨムマラートは、「廟に関する省令」の草案を国王ワチラーウットに提出し、承認を求めた⁽⁴⁾。制定が必要と

される根拠として、廟の土地の私有地化を防止すること、廟への寄進から得られる利益を大衆のために守ること、そして大衆の集会の場〔たる廟〕における政府係官による管理を実施すること、という3点が挙げられた。

その草案は、まず前文で、この省令が、寺院等の信仰の場に対する侵犯を防ぎ、寺院等の管理者を支援することを郡役人の任務として定めた「仏暦2457年地方統治法」(1914年)第123条に基づくことを記した。そしてこうした信仰の場の一つとみなされる廟もこの条項の対象となるべきことを確認し、以下、土地、登録、管理運営、財務などの規定を25項にわたり詳細に定めた。

まず最初に、省令の対象となる廟は、政府が所有もしくは維持する土地に設立されている廟であり、私有地に建てられた廟は対象外とされた(第1項、第3項)。ただしその土地が個人により廟に寄進された結果、廟の資産となった場合は、大衆の利益をはかるべく、政府の管理下におかれることとし、省令の対象に含められた(第3項)。また廟の土地が私有地であるとの確証を欠く場合は、政府の管理下にあると推定することになっていた(第8項)。そしてこれら対象となる廟は、すべて首都局の名において地券を交付されることとし(第4項)、また新たに廟に土地を寄進したり、敷地内に建物を建てる場合には、郡長を通じて許可を得ることになった(第5項、第6項)。その上で、対象となる廟はすべて登録を義務付けられ、登録にあたっては廟の名称や住所のみならず、廟の管理責任者の名前、年齢、国籍、職業等も記載することとされた(第9項、第10項)。

個々の廟の管理運営に関しては、その資産の維持と適切な活動に責任を負うべき管理者と、活動や帳簿などをチェックする監査者を任命することとし(第11項、第14項)、その資格要件として、敬虔な信仰心を持つ、20歳以上である、タイの法に服する、係争に関わったことがないなどの条件が定められた(第12項)。これら役職者の任命には首都局長などによる審査と承認が必要とされ(第13項)、彼らは適切な廟の活動と運営に努め、訴訟案件が生じれば首都局長

などに報告する義務を負った（第14項，第16項）。また廟に関連する帳簿類は，首都局長等が適切と判断すれば，いつでもその提出を求め，郡の役人に収支等をチェックさせる権限を有するとした（第19項，第20項）。規定に従わなかったり虚偽の記録を示した者に対しては，刑法に則った処罰が課された（第23項，第24項，第25項）。一方，私有地に立つ廟に対しても，郡役人は廟への侵犯を防ぐべく巡察し廟の管理者を支援する任務を有するとした（第21項）。

この草案は，王室秘書局長のコメント付きで国王に上奏された。要検討事項として，バンコク都内域（chan nai）以外を対象に公布された「仏暦2457年地方統治法」を根拠にしてバンコク都内域を対象とする当該省令の公布は可能か否か，省令はバンコクおよび中国廟のみを対象とする意向であるが，内務省と調整し，全国，そして他の宗教にも対象範囲を広げるべきではないか，そして廟の地券に首都局の名称を記入することは，行政機関を法人とすることになるが，それは土地登記規定に抵触するか否か，という点が指摘された。報告を受けた国王は，懸案の点を，内務省，法務省，農務省に諮るよう命じた⁽⁵⁾。

諮問を受けた各省は次の通り回答した。まず地券の名義について農務省は，地券に「首都局」と記した後に廟の名称をカッコでくくって付すことにすれば問題ないと判断した⁽⁶⁾。また内務省は，廟は全国に存在するという理由を挙げ，適用範囲を全国に広げることが望ましいとし，この省令を内務大臣と首都大臣の連名で公布することを提案した。さらにこの変更に応じた補足修正を加え，それ以外にも，第14項，第19項に規定された「廟から生じる利益」として，収入のみならず「支出」を含めるべく第2項に説明を付加するなどの修正を加えた⁽⁷⁾。

他方，法務省からは，法典起草委員長（huana rang pramuan kotmai）であったフランス人法律家R. Guyon による数ページにわたる提案が提出された⁽⁸⁾。そこでGuyonはまず廟を法人とみなすか否かという問題を検討し，この省令では廟が法人として想定されているとみなして賛意を示した上で，その法人設定

に必要な政府の認可という条件をより明確化するため、特に第5項に定められる新しい廟の建立および廟への土地の寄進について、さらに厳密な規定 寄進者の名前・居住地、寄進された土地の詳細を記し、かつ地券を添付して廟の名称と建物を示す の導入を提案した。次に廟の管理運営制度を検討し、政府が直接所有権と管理を行使する形と財団 (foundations) という形の2つの可能性のうち、当該省令は前者を選択するものと分類した上で、今後、例えば個人が遺産を寄進し、財団という形で廟を建立しようとした場合、これを不法とするか否かといった問題が生じる可能性を指摘した。そしてもし財団という形による廟の合法的建立を認めるのであれば、これを記した条項を省令に設けるべきであるとしたが、この点は首都省の判断に委ねるという立場をとった。また廟の管理運営や敷地・建物に対する侵犯とその処罰をめぐっては、刑法と照らし合わせて細かな問題点を指摘した。例えば、私有地上の廟については、あえて規定の必要性はないという見解を示す一方、登録された廟については不動産の侵犯について定めた刑法328条などを検討した上で、「6ヶ月を超えない禁固刑か200バーツを超えない罰金、もしくは両方」を、また夜間の侵犯や暴力行為などの場合には「3年を超えない禁固刑、および500バーツを超えない罰金」を課す旨を明記するなどの提案をした。

これらの報告を受けた国王は、首都省に対し、各省の指摘を考慮して草案を修正するよう命じた。首都省は、農務省より提案された地券の名義として「首都局」の後に廟の名前をカッコ内に記載すること、および内務省より提案された省令の適用範囲を全国に広げること、そして罰則の内容も含めて法務省が示した刑法とのすりあわせを受け入れ、修正を施した。ただし廟を法人として扱うことをめぐる法務省の提案については修正に含めなかった⁽⁹⁾。その後再び国王に送られた修正案は、国王の裁可を得て1921年3月15日に公布された。

． 福建廟をめぐる訴訟

ここでこのような省令が公布されるに至った直接の契機となったのは、1916年から1919年にかけて争われたバンコク内の福建系廟の管理運営をめぐる一連の訴訟事件であった⁽¹⁰⁾。プラヤー・チョードウックラーチャセーティ [中国人コミュニティの長であったKrom Thasai (港務左局) 長の官等・欽賜名・以下プラヤー・チョードウックと略記] を被告として2つの訴訟が起こされ、ともに最高裁まで争われた上、最高裁の判決を不服として国王に直訴状が提出されるという激しい抗争が展開された。この事件により、廟が厳しい利害対立の場となりうることを認識した政府は、このようなトラブルを防止すべく、管理の強化に向けて動いたと考えられる。

事の経緯は次の通りであった。1916年8月、地券を発行する農務省の担当官に、チョー・スー・コン廟 (Cho Su Kong) とホック・ヘーン・ケーン廟 (Hok Heng Keng) という2つの福建廟の土地の受託者に関する問い合わせがあり、照会を受けた首都省は、次の5つの廟、すなわち、

スン・ヘーン・ケーン廟 (Sun Heng Keng) [順興宮] タラート・ノーイ地区、通称チョー・スー・コン廟

クアン・イム・テーン廟 (Kuan Im Teng) [観音亭か？] カンラヤーナミット寺に隣接、チャオプラヤー川の西岸に位置

キアン・アン・ケーン廟 (Kian An Keng) [建安宮] またはプン・タオ・マー (Pun Thao Ma 本頭媽) 廟と称す。タラート・ノーイ地区、ウパイラーチャバムルン寺に隣接

ホーク・リアン・ケーン廟 (Hok Lian Keng) [福蓮宮] チャックラペット通り、シャム電気会社 (Borisat faifa sayam) の裏

シン・ヘーン・ケーン廟 (Sin Heng Keng) [新興宮か？] バーンタワー

イ地区

について、プラヤー・チョードックをその受託者 (trustee) とし、廟の代理人としてその土地の所有者と認める旨を農務省に報告した⁽¹¹⁾。しかしこれに対し福建人数人が不服を唱え、1917年、プラヤー・チョードックを相手取り、5地区の廟の土地所有権と利益をめぐる訴訟を起こした。原告はクン・サワッディポーカーコーン (Khun Sawatdiphokhakon . 以下クン・サワットと略記)、ティアウ・セーン・ケー (Tieo Seng Ke)、リム・セーン・キット (Lim Seng Kit) の3氏であった⁽¹²⁾。

原告3名、および上記廟運営委員9名によれば、原告等はこの5地区の福建廟の管理運営委員として福建人200名の会合によって選出されたが、被告は、委員に任命されぬにも拘らず、原告および委員会の許可を得ずして廟の地券発行を農務省に要請し、廟の代理所有者としてその名を地券に記入したという。そして、被告がこれらの廟から得られる月々約500バーツの利益を奪おうとしたとして非難し、被告が廟の収入簿を提出せず、建設資金として寄付された金を横領するなど不正を行い、地券にこっそり自分の名前を記載したと説明した。そして廟管理委員会の命を受け、廟の地券に原告の名前を記載すること、および廟の利益500バーツの返還と、今後廟の所有権を返却するまでの期間毎月500バーツの支払いを被告に求めて訴えを起こしたという。

一方、被告は公訴事実を否定し、以下の如く反論した。まず廟の資産の管理責任者となった経緯については、先に被告の父が存命中に、福建人たちから公式に認可を得て、この5つの廟の資産および収入の管理運営を委託され、父の死後、息子である被告が廟の運営管理を遺産相続と同様に受け継いだと説明した。それ以来、被告は真誠に任務にあたり既に20年以上になるが、その仕事振りは大多数の福建人の満足するところであるという。また5、6年前には、福建人たちは自らの利益の促進と相互扶助を図るべく福建会館 (samoson hokkian) を設立し、被告をその主席に選出するとともに、5つの廟の財産の

管理運営も委託し、被告は今日に至るまでその責務を果たしてきたと述べ、自らの正当性を主張した。他方、地券に関しても、地券に（被告の名前を）記載するよう農務省に要請したことを認め、これは、廟においても土地所有権を証明する地券が必要であると考えたからであると説明した。被告は任務をオープンかつ真誠に果たしていると主張し、収支を記す帳簿についても、いつでもこれを閲覧・検証することができるかと反論した。

裁判の過程で、原告のうちクン・サワットとリム・セーン・キットは、2年前、被告による廟の資産の管理運営が不透明であると不満を抱いた福建人たちが集会の招集を呼びかけ、原告3名と名前を挙げられた9名を、廟の資産の管理運営委員に選出したことも明らかにした。二人によれば、集会には、約6万を数えるシャムの福建人のうち100余名が集まり、被告に対して廟の地券に2、3名の名前を加えるよう要請したが、被告はこれを拒否したという。しかしこの原告側の証言については、集会に立ちあつた二人の警察官が、その場に集まった福建人の数は40名程度で、原告が主張するように100名、200名に上ることはなかったと述べた。この証言により、自らに有利な証言を得ようとした原告の思惑は外れ、逆にこの集会がこっそりと行われ、福建コミュニティ内で重要人物であった被告の出席もなかったことが明らかになった。

また廟の資産の管理運営に不正があったという訴えについては、原告はこれを証明する証人を得ることが全くできなかった。それどころか、廟の収支を記した帳簿を見るべく被告の家を訪ねたのは一回限りであったことを、原告自身が認めたことが確認され、さらに被告が廟の資産を横領したという主張に関しても、被告は廟の建設資金として1,300バーツを寄付し、他の人々の寄付により十分な資金が得られた折には、500バーツを残して差額は被告に返却されることになっており、もともと被告の資金であったことが明らかにされた。

原告はさらなる証人の証言を要求したが、法廷は、すでに原告と9名の委員は、6万人の福建人の中で40人が選出したに過ぎないため、自らを廟の資産と

利益を管理する権限をもつと主張する権利はないことは明確であると判断し、この要求を拒否した。また廟を公共の場とみなして、この利益の管理運営権は政府が保持すべきであるとの見解も示し、もし廟の管理者が不正を行い、それを訴えるものがあれば、裁判所が新たに代わりの管理者を任命することができるが、現管理者に不適切な行為がないにもかかわらず、不満を持つものが現管理者を罷免し、新たに別人を任命する権限はないとした。

審議の結果、被告は、この任務を父親から継承し、20年以上適切に遂行してきたと認められ、これを罷免しようとした原告の主張に根拠はないとの判断が下された。廟の地券に被告一人の名を記載したことも、廟の利益を保持する任務を負う被告の便宜を図るためであり、被告がこれを売って私益を得る機会はないとして、公正であると認めた。判決は原告の敗訴であった。

原告はこの判決を不服として上告した。2ヵ月後の10月15日に下された控訴審の判決は、一審と同じ理由で原告の主張を棄却した⁽¹³⁾。だが原告は納得せず、さらに最高裁に上告した。そして1919年12月5日、再び原告の訴えを退ける最高裁の判決が下された⁽¹⁴⁾。

しかしこれで一件落着ではなかった。実は1917年10月15日にこの裁判の二審で被告プラー・チョードウック側が勝訴した直後の11月、今度はプン・タオ・マー廟〔以下、本頭媽廟〕の土地所有権をめぐる別の訴訟の判決が下されていた。原告は中国人チアン(Chin Chian)、被告は同じくプラー・チョードウックであった⁽¹⁵⁾。

原告が所有権を主張して訴えた本頭媽廟は、バンコクのサムパンタウォン郡ワットユワン小路区(Tambon Trok Wat Yuan)にあった〔上記と思われる〕訴えによれば、この廟の土地はもともと原告が所有し、またそこには原告が資金を出して建設した13部屋をもつ平長屋一棟が存在した。1911年3月、原告は被告から6,000バーツを借り、その担保として被告に廟の地券を渡し、満額6,000バーツに達するまで被告に〔長屋の〕賃貸料を徴収させ、借金の返済に当てる

という契約を結んだという。こうして被告は毎月104バーツの家賃を得て、6年2ヶ月が経った。その間に得られた家賃の総額は6,000バーツを上回る7,696バーツに上ったが、被告はこの土地証書を原告に返却せず、それどころか、検地係官を呼んでこの土地を計測し、被告の名前をその所有者としてしまった。そこで、原告は、被告に1,696バーツの返済を求めるとともに、今後一切被告に家賃の徴収を禁じることを要求する訴えを起こしたということであった。

一方、被告プラヤー・チョードウックによれば、この係争の地はもともとブアック（Chin Phuak）とタオ（Chin Tao）という二人の中国人が所有し、二人が本頭媽廟の土地として寄進したという。ところがその後 30年も前のことになるが 本頭媽廟は、廟の敷地に建てられていた家と共に火災で焼失し、以降誰も再建しようとしなかったため、人々は、この土地はウパイラーチャバムルン寺〔以下ウパイ寺と略記〕の土地だと理解して、寺から土地を借りて家を建て居住したと説明した。さらに約20年前、再びこの係争地で火事が発生した。火事の後、この土地が本頭媽廟の土地であったことを知ったレック（Chin Lek）という中国人が、人々から寄付を募り、ここに廟と賃貸用の長屋を建設したが、ウパイ寺は、レックとチアン、およびプラヤー・チョードウックを相手取り、土地所有権を主張して訴訟を起こした。この時、原告チアンはこの土地が本頭媽廟のものだと主張した。結局、裁判ではウパイ寺の訴えを棄却する判決が下され、首都省はチアンの名の下に土地証書を発行したが、これは彼が廟の〔土地所有者ではなく〕代理人であることを示すものと理解されていたと説明する。

その後、寄付を募り本頭媽廟は再建され、13部屋の長屋も建設された。1907/08年、チアンは、再建された廟と長屋の建設費として自らが拠出した金額を算出した。その額は10,951バーツ75サタンに上ったが、寄付金として集まったのは2,599バーツにとどまったため、チアンは立て替えた8,352バーツ余りを、福建公所⁽¹⁶⁾から拠出して欲しいと被告プラヤー・チョードウックに要請した。

だが当時福建公所には十分な資金がなく、チアンは代わりに長屋の賃貸料を得ることになった。ところが翌年、チアンは廟の土地証書を、ヨン（Yong）という人物が徴税を請け負った酒税の担保として大蔵省に提出し、1910/11年には、それを請けだす金を欠いたため、福建公所から抛出してほしいと再びプレイヤー・チョードウックに要請した。結局プレイヤー・チョードウックが、自らの資金と福建公所のお金を合わせて8,384バーツを出し、チアンは土地証書を被告プレイヤー・チョードウックに渡し、被告が長屋の家賃を徴収して今日に至っているという。以上の事情を根拠として、被告はこの土地に対する原告の所有権を否定した。

両者の証言を検討した結果、裁判所は以下の事実を確認した。まず、原告はこの土地を入手した経緯を明らかにできなかったが、この土地は約17年前火災の発生を契機に本頭媽廟となり、それ以前は人家であったことが判明した。また原告が証拠として提示した首都省が発行した土地証書には、原告の名前が記載してあった。他方、被告プレイヤー・チョードウックは、この土地がもともと廟の土地であったという証拠は示せなかったが、火災を契機にウパイ寺がこの土地の所有権を主張して訴えた裁判で、チアン自身が本頭媽廟の土地であると主張して寺と争った経緯を示した。従ってこの土地が原告個人の所有地であるという主張は認められないと判断する。また被告は、この土地に建てられている長屋の建設費を原告が全面的に負担したことを、信憑性を以て示した。そして約10年前、福建人たちが合議し、原告に対してこの土地を廟に返還するよう要請し、原告もこれを受け入れたが、[土地を返還するにあたり]自らが負担した長屋の建設費を計算し、その返済を求めた。しかしこの時原告が土地証書を〔徴税請負の〕担保として大蔵省に提出してしまったため、被告が自らの資金も提供してこれを請戻した。この時以来、原告は被告に土地証書と長屋を保有させ、家賃を徴収させている。

これらの点を確認した上で、裁判所は、まず原告が被告から受け取った金額

が6,000バーツかそれ以上であったかは重要事項ではないとした。そして問題は、原告が〔土地証書を大蔵省から請けだすために〕被告から金を受領した際、被告が長屋の家賃としてその満額の返還を得たあかつきには、土地と長屋を原告に返却するという契約を結んでいたか否かであるとした。だが、原告はこのような契約の存在を証明できなかった。一連の経緯を熟考し、原告は土地と長屋を廟の資産として移管することを意図して、自らが支出した長屋の建設費を回収したと断定した。そして、この土地は、もともと本頭媽廟の土地か、さもないければ原告が自らの所有部分をすでに本頭媽廟に寄進したと考えられ、また廟は一般の人々の共用物であることから、原告がこの所有権の返却を求めることはできないという判断を下した。

原告チアンは、この判決を不服として上告した。

控訴審では、初めに原告と被告の言い分とともに、下記の点が確認された⁽¹⁷⁾。まず、被告から、原告が作成したという中国語の契約書が証拠として提出された。その内容は、原告チアンが大蔵省に供出した廟の土地と長屋の証書を請け戻すため、被告（Meng Seng Che Sua）から8,380バーツを借用し、後日、この地券を被告に売ったという証書の作成を約するというものであった。しかし原告は、この証書は自らの〔書いた〕ものではないと否定した。そして、これとは別に原告自らが作成した6,000バーツの受領証書があると主張した。また原告は、この証書を酒税の徴収を請け負う保証として大蔵省に提出し、後日被告から得た金を以て請け戻した事実を認めた。これに対して、被告は再び上記中国語の契約書は、被告の目の前で中国人ブアン・ファ（Chin Buan Hua）が書き、原告がサインしたと証言した。だがブアン・ファに訊ねると、文書を書いたことは認めたものの、書いた文書は当該契約書ではないと否定した。しかしその文書の内容は記憶にないという。

次に被告は、原告が支出した廟と長屋の建設費を記した帳簿を証拠として提出した。これは、福建人の会合のため原告により作成され、原告が支出して

立て替えた金額8,352バーツ87サタンが算出されていた。被告によれば、原告が廟の所有権を返却することを受け入れた際に作成された帳簿であるという。この件についてタン・フアイ・ユー（Tan Huai Yu）という中国人は次のように証言した。すなわち、原告と被告はともにスン・ヘン・デー（Sung Heng Deng）廟にて開催された福建人の集会に出席した。そこで福建人たちが被告に対して本頭媽廟周辺の土地の返却を求め、被告はこれを受け入れたが、原告が酒税請負の保証として廟の土地証書を大蔵省に提出してしまっていたために事態は行詰った。結局、原告は、自分が支出した長屋の建設費を受け取り、その領収書を作成することになったが、それがいつ作成されたか目撃した証人はいなかった。

他方、原告は、自らの名が記載される土地証書に依拠して争う様子であったが、この件については、1901/02年に、長屋が寺の土地を侵害しているとして、ウパイ寺が原告と被告を訴えた際、原告もこの土地は廟の土地であると主張していた。また証人もすべて、これを廟の土地であるとした。

以上を以て一審は原告の訴えを棄却し、当該土地は本頭媽廟の土地か、さもなくば、原告が廟に寄進した土地であると認められた。こうして一審の結果を確認した後、控訴審は次の理由を以て、再び原告の訴えを棄却した。すなわち、原告は、被告に借金をし、担保として土地証書を預けたが、後にこの土地と長屋を取り返すべく、原告は被告に対して元金の返済の代わりに賃貸料の徴収を許したのだと主張して訴えを起こした。しかし原告は、被告がそのような約束をした証拠を示すことはできなかった。一方被告は、この土地はもともと本頭媽廟の土地であり、被告の名は「代理人」として記されているとした。また原告が、福建廟の管理運営者たる被告に、進んで土地を返却することにしていたという証人も得られたとした。さらに長屋についても、原告が帳簿の記録から価格を計算した〔立替分を得て、土地を廟に返却することに同意した〕ことは确实であるとみなした。

原告は最高裁に上告した⁽¹⁸⁾。

裁判では再び双方の言い分と、一審、二審の判断が確認された。そして最高裁もまた下級審と同様に、原告はこの土地の入手経緯を明らかにできず、被告によれば、この土地がもともと廟の土地であったこと、また被告が原告に対して、原告が借りた金の満額を被告が長屋の賃貸料として得れば土地証書を返却する約束をした証拠がないこと、そしてすでに原告はこの土地を廟に返却し、所有権を主張する権限はないと理解されるべきであることを一旦は認めた。

ところがその上で、最高裁は、(土地)証書に名が記載されていることを根拠に、原告がこの訴えを起こす権限を有することを認め、他方、被告の言い分については、以下の如く証拠不十分としてことごとく退けた。

すなわち、被告は、原告が作成した中国語の契約書を提出することにより土地と長屋の所有権を主張し、また福建会館の主席であることを根拠に、本頭媽廟や他の廟の管理運営者であることを正当化した。しかし、前者については、原告が自筆であることを否定し、証書を書いたという被告側の証人もこれを否定したことを以て、これは証拠として認められないとの判断を示した。また被告が、原告に貸した借金のかたに土地を獲得したという主張も、証書を法に従い係官の面前にて作成していなかったことから却下された。

また、被告が福建会館の主席として福建系の廟の管理を任されているという理由を以て、本頭媽廟の管財人であると主張した点に関しても、被告自身と被告側の証人であるタン・ホン・ユー (Tan Hong Yu) の証言共に、被告が福建人から廟の管理を委託された経緯が明確ではないとしてこれを退けた。すなわち、福建人の人口は全部で何人で、被告を任命することに賛成するものは何人で誰なのか、また如何なる権限に基づいて被告は任命され、その任命方法は合法的であったのかといった点について、裁判所が取り上げて審議できる形で示すことができぬ限りは、被告を合法的な本頭媽廟の管理者として認めることはできないとした。結局、被告は当該廟の管理運営にあたる権限はないとい

う判断を下した。

他方、長屋の賃貸料に関して、原告が、被告は約束した以上の金額を徴収していると訴えたことについては、原告はこれが事実であるという証人を得ることができず、被告を拘束する判断は下せないとした。そして最後に土地所有に関して、一審、二審の判断を退け、被告がこの土地に対する〔原告の〕所有権を妨げることを禁じる判断が下された。

この最高裁の判決で事件が終わったわけではなかった。この「どんでん返し」に対して 約1ヵ月後の3月30日付で国王に訴状(dika)が提出された⁽¹⁹⁾。提出者は、スリウォン通りに住むタイ臣民、ホンヒー・タンウェーチャクーン(Hong Hi Tanwetchakun)、パドゥンクルンカセーム運河口に住むイギリス臣民、フットセーン・シーブンルアン(Hutseng Sibunruang 蕭仏成)、パドゥンクルンカセーム運河沿い、ポームプラップサットルーパーイ地区居住のシヤム臣民、タン・サムスー(Tan Samsu 陳三思)、ローンパーシー通り、スンラカーラック裏に居住するイギリス臣民、タン・ビットライ(Tan Bitlai 陳蜜来)、タラート・ノイ地区居住するイギリス臣民、ホンユー・タンウェーチャクーン(Hong Yu Tanwatchakun 陳宏裕)、の5名。それに181名の署名もしくは捺印が付されていた。

訴状は、冒頭、この訴状の提出者は全て福建人であることを確認し、みなで協力して5つの福建廟を維持管理してきたことを表明した。その5つの廟とは 最初の裁判で提示された内容と異なるが チョー・スー・コン廟(Cho Su Kong 順興宮)もしくはスー・コン廟(Su Kong)、チャオプラヤー川岸、タラート・ノイ地区、シン・ヘン・ケーン廟(Sin Heng Keng 新興宮)もしくはプン・タオ・マー廟(Pun Thao Ma 本頭媽)、首都警察署裏、バーンタワイ地区、キアン・アン・ケーン廟(Kian An Keng 建安宮)、チャオプラヤー川岸、カンラヤーナミット寺の南、トンブリー県側、ホック・ヘン・ケーン廟(Hok Heng Keng 福興宮)、チャックラペット通り、電気会社裏、

ホック・リアン・ケーン廟 (Hok Lian Keng 福蓮宮), ウパイラーチャバムルン寺院裏, タラート・ノーイ地区, であった。

そしてこれらの廟が, 当初福建人たちの寄付金により購入された土地や, あるいは個人が寄進したり無主の地を開いた土地に建てられ, 仲間から委託を受けた委員が協力しながら得られた利益を使い, その修復や維持に努めてきたと説明した。しかし, 後に土地が高騰すると, 廟の管理運営者が空き地に家を建て賃貸するようになり, 家賃の額も増大していった。そして廟から得られる利益をめくり, 例えば地券に(代理人として)自分の名前を記入し, あるいは所有権を我がものと主張するなどして, 廟の管理運営を争うようにもなった。こうして福建人同士, 派閥やグループに分裂し, 管理運営者であると主張して廟から得られる利益を得ようと争うことになったとする。

そして1917年にクン・サワットポーカーコーン (Khun Sawatphokhakon), ティアオ・セーン・ケー (Tieo Seng Ke), リム・セーン・キット (Lim Seng Kit) が, プラヤー・チョードウックラーチャセーティを訴え, この5つの廟の管理運営者の地位を辞任させようとしたケースに言及し, 結局一審, 二審, そして最高裁共に, 原告の訴えを棄却した判決結果を確認した。次に, チアン (Nai Chian) が, ウパイ寺に隣接するホック・リアン・ケーン廟 (Hok Lian Keng) の土地の返却を求めて, 同じくプラヤー・チョードウックを訴えた事件に言及した。この裁判では一審, 二審は原告の訴えを退けたものの, 最高裁で, 原告を廟の管理運営者として認める判決が下ったことが説明された。

続いて訴状は, この最高裁の判決が不当であることを, 下記の如く強く訴えていった。まず, プラヤー・チョードウックラーチャセーティが, その父親の代以来, 廟の管理を福建人たちから委託され, それを受け継ぎ今日に至っていることを強調した。そしてホック・リアン・ケーン廟がチアンの管理運営の下に置かれることに対し不満を表明し, 次の理由を挙げて, それが不当であると主張した。チアンは単なる一平民に過ぎない, チアンは, 不当な利益を目

的に、廟の土地証書を担保として大蔵省に渡してしまった、にもかかわらず、プラヤー・チョードウックから土地を獲得しようと訴えを起こし、自らは代理人として証書に名前を記すのみであったことを隠して、不当な方法で土地の所有権を自らのものにしようとした。最後に、このようにチアンが廟の利益を私物化したことに対して、誰もこれを訴える権限をもたないことが指摘され、訴状の提出に至ったことを説明した。

それからプラヤー・チョードウックの正当性を、裁判で確認された事実の指摘も含めつつ、箇条書きの形で述べた。すなわち、

- 1．これら5つの福建廟は、プラヤー・チョードウック一族が代々管理運営し、今日現職のプラヤー・チョードウックが管理するに至った。
- 2．福建廟は全部でこの5ヶ所に限られ、これらの管理運営者が分裂すれば、管理や行事に支障をきたすことになるため、一人、あるいは一つの管理運営の下におき、信者がその活動を知りたいと思った場合には、登記された会社と同様にチェックすることを可能とすべきである。
- 3．プラヤー・チョードウックは国王から官等、欽賜名を下賜され、港務左局の長として廟の管理監督を任務としてきた。
- 4．これまで彼の一族に対し不満が表明されたことは一切ない。

そして改めて国王への忠誠を示した上で、プラヤー・チョードウックラーチャセーティを5つの福建廟の管理運営者として認めるよう、国王に請願したのであった。

．「廟に関する省令」に対する抵抗

この訴状に対する国王の対応は不明である。しかし、第 節に示した「廟に関する省令」の草案が、この訴状の日付（1920年3月30日）から間もない1920年8月初めに国王に提出され、また省令の中心的関心が、廟の土地登記、財務、

管理運営者に関する規定におかれているところから、これを福建廟を巡る争いを契機として顕在化した「廟問題」とでもいうべき事態に対するシャム政府

とりわけ中国人が集中した首都バンコクの行政を管轄した首都省の対応であるとみなして誤りではなかろう。しかし以下に示すように、廟をめぐるトラブルの防止を期待した政府の意図に反して、中国人たちはこの省令に対し強い抵抗の意を示し、政府を煩わせる事態を招いた⁽²⁰⁾。

省令の公布（1921年3月15日）から1年に満たない1921年12月には、省令の規定変更を求めて窮状を訴える請願書が首都省に届けられ、王室秘書室を通して国王に報告された⁽²¹⁾。請願書は、潮州人ルアン・パクディーパットラコーン（Luang Phakdi phatthrakon）等を中心にして作成され、678名の署名が記されていた。主たる批判は、廟の土地所有権と管理者に関する条項に向けられていた。

すでに土地所有権、とりわけ地券の名義問題については、この請願書の提出に先立ち、ルアン・パクディーパットラコーン、ウン・ユック・ロン（Ung Yuk Long）（客家）、フン・キム・ファット（Hun Kim Huat）（海南）が連名で、首都省に対して、廟の地券発行にあたっては、地位ある中国人個人の名前を記載し、さらに廟は当該人物たちのものであるという文言を入れて欲しいと要請していた。しかし個人名を記せば、一部個人の利益となる恐れがあった首都大臣は、これを受け入れず、地券に廟の名前が記載されること、また首都局が地券を保管するが、これは国家の土地として〔して〕接收するものではないことを伝えてあった。そして、請願書でも再びこの点が問題とされたが、首都省側は、廟を国〔王〕有地化（thi luang）するという理解は誤解であると主張し、地券には特定の廟の土地である旨が記載されるという理由を以て、第4項の地券の名義に関する規定に対する変更要請を退けた。

また人々の権利を侵害し、慣行に反するという理由から、請願書は、廟の管理者、監査者の任命にかかわる第13項の修正も要求した。すなわち、首都局長

による任命に代わり、村長や区長の選挙に倣って中国人自らによる任免を可能とし、それに従って係官が任命書を発行するという方法が提起された。だが、首都省側は、これは現在問題が生じている廟という公共の信仰の場に対する統治の問題であって、中国人一般に対する統治をタイ人に対する統治とは別に定めるということではないと指摘し、またこのような要請を容れれば、一部仲間内での選出・任命になることも懸念して、これを否定した。

首都大臣は、この省令に対して、中国人コミュニティのリーダーたちの間に不満が存在していたことを認識していたが、省令は、私益を制限し、一般の人々の利益に資するとして正当化した。また会計監査に対して不都合を感じる背景として、廟から得られる利益を中国人の団体や学校の資金として使用してきたことも指摘された。さらにより広い背景として、秘密結社の問題、1910年の中国人に対する人頭税改訂に反対するストライキやその後の日貨排斥運動の広がり、そして香港、シンガポール、ペナンなどにおいても、廟がこうした中国人の活動の場となり統治上の問題となっていることも言及された。秘密結社の活動などを防ぎ、治安と社会秩序の維持に資するべく廟への介入は必要であると正当化し、今回の請願は、一部のリーダーたちが多くの中国人たちに誤った理解を与えて署名を集め、変更を要請したものだとして批判した。

首都省から報告を受けた国王は、1922年3月23日、省令の規定変更の必要性を否定し、この請願書を却下する判断を下した⁽²²⁾。廟の土地所有権を規定した第4項については、地券に「廟の土地」と記載してあり、管理運営者の任命(第13項)についても、これまでのやり方と変わるところはない〔ので問題なし〕という見解を示した。また首都局が廟の土地を接收し、売買や賃貸に供する虞れについても、心配には及ばないと断じた。

しかし事態はこれで沈静したわけではなかった。時を同じくして、今度は外国臣民たる客家が、次々に、諸外国公館を通じてこの省令に対する反対を表明し、修正を訴えたのである。

すでに1922年3月初めには、オランダ臣民である中国人（Chinese Netherland subjects）が、連名で、パートサーイ通りの関帝廟について公使に請願書を提出した旨を知らせる書簡が、駐シャムオランダ公使から外務大臣テーワウォン親王に届いた。書簡には3月4日付の請願書も添付され、そこには23名が名を連ね、省令によって生じる問題が、12点にわたり次のように詳述されていた⁽²³⁾。

それによれば、もともと客家たちは、寄付を募り、バーン・クンプロム地区に土地を購入してローン・レック廟という名の廟を建立した。しかし1914/15年に、王室財産を管轄する王庫局（Krom Phrakhlangkhanthi）が、王族の宮殿を建設するためこの土地を要請したため、代わりに首都大臣がパートサーイ通りに空地を調達し、さらに新たな廟の建設費として12,000パーツを与えることになった。客家側はこの提案を受け入れ、大臣は契約書を作成し、廟の管理委員会委員長がこれを保管した。そして協議の結果、客家たちは新しい土地に学校と廟を建設することで合意した。そこでさらに多額の寄付を募り、3階建ての建物を建設した。1階、2階は進徳（Chin Tek）学校、3階を関帝廟とし、廟へ通じる階段を、学校から独立する形に設置したという。

ところが「廟に関する省令」によって、首都局がすべての廟についてその土地所有者となって廟を管理することになり、当該廟についても客家が有した既存の権利は一切否定されることとなった。このような規定は公正とは認めがたく、オランダ公使を通じ、省令の廃止をシャム外務省に訴えて欲しいと要請したのであった。

具体的には何が不公正とみなされたのであろうか。まず、首都局が廟の土地所有者となることについて、これを財産と宗教活動の自由に対する侵害だとして強く非難した。曰く、

信仰の自由を保持し、また子弟の教育を実施すべく、孤軍奮闘甚大な努力

の末、多額の資金を以て廟と学校を完成することができた。これまで行ってきたことは、政府には一切迷惑をかけてはいない。にも拘らず、何の理由もなく首都局が干渉し、その権限をすべて掌握することは、土地所有権と信仰の自由を奮うものである。……この国において他のいかなる民族の宗教活動の場も、かくのごとき抑圧的法規定の下におかれる例を知らない。

と、厳しい言葉を以て批判している。

また廟の管理運営者についても、以前から集会を開いて自らの間で選挙により選んできたが、省令により首都局長がその任命権を掌握し、任免の自由を有することは、宗教活動の衰退を招く不公正な扱いであると訴え、自らと宗教を同じくしない首都省の役人が権力を行使することに強い嫌悪を表明した。また外国臣民である自分たちには廟の管理者になる権利がないことも、不公正な措置だとして、強い遺憾の意を表明した。さらに地方統治法にも照らして、省令は、その第123条で規定される郡役人の任務・権限 宗教施設への侵犯防止を逸脱し、かつ目的と想定された宗教への支援とは逆に、宗教活動への管理を強めようとしていると非難した。そしてカトリックなど他の宗教に対してシヤム政府は、このような強制的措置や役人の介入、他者による敷地内への侵入を許さず、広く宗教的活動の権利を認める政策を維持しており、今回このような省令によって廟に対して干渉するのは、シヤム政府自身が掲げる宗教政策と一致しないと鋭く指摘した。

テーワウォン親王は直ちにこの件を首都大臣チャオプラヤー・ヨムマラートに伝え、請願書に署名した人々が確かにオランダ臣民であるか身元の確認を依頼した⁽²⁴⁾。

ところが、それから間もない3月17日、今度はポルトガル公館から、5名のポルトガル保護民 (portuguese proteges) が、自らの資金で建設した中国廟が建つ土地に関する請願書を提出してきたという知らせがテーワウォン親王の

もとに届いた⁽²⁵⁾。添付されていた請願書の内容は、先にオランダ臣民たる客家が提出したものとほとんど同じであった⁽²⁶⁾。テーワウォンは再びこの件をチャオプラー・ヨムマラートに伝え、オランダ臣民の場合と同様に、署名した5名がポルトガル臣民であるか身元の確認を依頼した⁽²⁷⁾。

しかし請願の提出はこれで終らなかった。さらに、約1週間後の3月25日には、イギリス総領事から、中国人のイギリス臣民（Chinese British Subjects）7名が請願書を提出してきたとテーワウォン親王に伝えられた⁽²⁸⁾。3月17日付の請願書の文面は、オランダ、ポルトガル臣民のケースとほぼ同文であったが、この省令がシャム政府自身の政策方針に反するのみならず、宗教の自由を認めた「修好条約違反」であるという文言が新たに加えられていた⁽²⁹⁾。テーワウォンは、オランダ、ポルトガル臣民の請願書のケースと同様に、これを首都大臣に報告し、請願書に署名した客家の身元確認調査を依頼した⁽³⁰⁾。

4月に入り、首都大臣チャオプラー・ヨムマラートから外務大臣テーワウォン親王に、請願書に署名していたオランダ、ポルトガル両臣民の身元調査結果とともに、問題になっている関帝廟の来歴と、前年12月に提出された省令に反対する中国人たちの請願書を却下する3月23日付の国王の判断が届いた⁽³¹⁾。関帝廟の来歴では、廟がバーン・クンプロムからパートサーイ通りに移転する際、賛成派と反対派の2派に分裂した経緯が明らかにされた。反対派は、当初賛成派が廟や移転資金を私的な利益としてしまうことを懸念したが、結局両者は合意に至り、ウン・ユック・ロン・ラムサムとクン・チャムノンチナーラック（Khun Chamnongchinarak）が12,000バーツを受け取り、新しい廟の建設を監督したという。

外務省側は改めて省令を首都省から取り寄せ、外務顧問ジェイムズとも協議した後、4月下旬、外務省からオランダ、ポルトガル、イギリス公館に宛てて関帝廟をめぐる請願に関する返信を送付した⁽³²⁾。そこには、この省令が、廟が賭博や秘密結社の会合など非合法的活動に使用されることを防ぎ、廟の資金

が善き信者のために使用されるよう保証することを目的とする旨が説明され、信仰の自由に干渉する意図はないことが記されていた。そして廟の地券が首都省の名において発行されるという理解は誤りであるとし、実際、「廟の名の下に作成される」ことを改めて指摘する一方で、これまで個人や特定のグループの名前による登録の要求があったことを指摘し、こうした措置は多くの善良なる信仰者の利益を図り、利己的な利用を防ぐことと正当化した。同様に、首都省の役人に廟の敷地内に立ち入り、また会計簿をチェックする権限を与えることも、建物や資金の悪用を防ぐことが目的であると説明し、請願を却下し、省令に変更の必要性はないとした国王の判断を伝えた。

ところが、それでも中国人たちの請願活動は止まなかった。5月に入ると、今度はバンコクのフランス公館に、7名のフランス保護民たる客家（des protégés français de la congrégation Khé）による請願書が提出され、外務省に報告された⁽³³⁾。請願書は3月に書かれており、その内容はイギリス臣民版と同じであった⁽³⁴⁾。テーワウォンは直ちにこれをチャオプラヤー・ヨムマラートに送り、署名者の身元確認を依頼した⁽³⁵⁾。

そしてその返信を待つ6月半ば、イギリス総領事クロスビー（J. Crosby）から、テーワウォン親王の息子で外務事務次官であったトライトッサプラパン親王（Prince Traidos Prabandhu）に再び書簡が届いた。クロスビーは、外務省から送られてきた関帝廟をめぐるシヤム側の見解を、請願を提出したイギリス臣民たる客家に伝えたことを報告し、さらに、その後客家の側から上記外務省の説明に反論する第2通目の請願書が提出されたことを伝えた⁽³⁶⁾。添付されていた請願書は11ページにわたる長大なもので、毅然とした論調で理論整然と先の説明の問題点を指摘し、末尾には8名の署名が記されていた⁽³⁷⁾。

まず外務省が、地券を首都省の名において発行するという中国人の主張は誤解であるとし、地券は廟自身の名において発行されると説明したことに対し、再び当該省令第4項の文言を、特に「首都局の名において地券を保有させる」

という部分を下線を付して引用し、外務省の説明と省令の規定の間に大きな相違が存在することを指摘した。外務省の説明に従えば、廟の地券は廟の名の下に発行され、上記省令の修正を意味するとの理解を示した。そして廟の名の下に地券を発行すれば、廟も仏教寺院など他の宗教施設と同様、法人として扱われることになり、大変公正だと評価し、首都省に対し外務省の見解に従った修正を期待したいと述べた。

次に、この省令の意図を、廟という公共の場が賭博や秘密結社などの不正行為に利用されることを防ぐとした外務省の説明について取り上げ、迷惑行為や侵犯を禁じ、「廟を保護する者に対して支援を与える根拠となる規定を定める」とした省令の前文との間に、相当の相違があることを指摘した。そして外務省側の主張する目的のためであれば、特に廟を対象とした規定を設ける理由はないのではないかと疑問を提起した。すでに廟は、仏教寺院などと同様にタイの法律の下におかれ、この類の違法行為を取り締まる法は完備されており、廟においても係官の取り締まりはいつでも可能であるにも拘らず、廟を対象にした規定を公布する理由は不明だと述べるとともに、賭博などを許す抜け道となるのは、信仰の場である廟ではなく、ホテルなど他の場所であることは広く知られており、なぜホテル等を対象に同様の規定を出さないのかと反論を展開した。

さらに第3点目として、宗教の自由を妨げるものではないという外務省の説明に対し、省令には明らかに宗教の自由と廟の発展を侵害する項目があるとして、具体的に次の2点を挙げて反論している。まず、廟の修復や新たな建物の建設にあたり、郡長を通じて首都局長の許可をえることを義務付けた第6項を取り上げ、いつ、どのような条件において許可するという規定がないために、許可・不許可の判断において首都局長が絶対的な権限を持つと理解されるとし、これは信者の宗教活動の自由を制約していると指摘した。そして、たとえ塀や屋根が壊れても、もし首都局長の許可が得られなければ修繕が出来ず、あるいは許可手続き中にさらに損害が進むこともありうる事態は、宗教の自由に

対する制限ではないのかと反問し、このような状況は外務省側の説明と一致しないと述べている。

次に廟の管理運営者と監査者について定めた第11項から第18項について取り上げ、唯一首都局長がその任命において絶対的な権限を与えられることになり、やはり他の宗教では認められている信仰の自由を奪うと厳しく非難した。すなわち、他のいかなる宗教においてもこうした人の任免権は信者にあり、首都局長や郡長は干渉する権限を有さないのに対し、中国廟のみ首都局長が任免の権限を有し、その判断に信者は声を上げる権利もないと指摘している。

こうして不当に信仰の自由が侵害されていることを訴えた後、さらに続けて、この省令が、根拠とすべき上位の法の範囲を逸脱し、違法であることを以下3点に整理して詳細に検討した。

まず指摘されたのは、この省令と、省令が依拠する「地方統治法」第5条および第123条との整合性の問題である。すなわち、「地方統治法」第123条では、郡役人の任務として、廟などの宗教施設を保護すべく信者に対して支援を与えることが規定されるに留まり、その管理者となすことは規定していないことを確認し、これに対し財務に至るまで廟の管理に関する権限はすべて首都局長の手中におかれると規定した当該省令は、「地方統治法」の規定に違反すると指摘した。また「地方統治法」では、郡の役人に対して、廟の管理者の任命・罷免やその財務を管理する権限は与えられておらず、廟の建物の建設修繕に関する許可の権限についても規定されていなかった。さらに、賭博や秘密結社の集会について報告を義務づけてもいなかった。これらに関する省令の規定はすべて「地方統治法」で定められた権限を越えていると主張して批判した。

第2点目は首都局長の権限の問題であった。「地方統治法」では、廟の保護者に対する支援と監査にあたるのは郡役人 すなわち郡長、副郡長、そして会計主任 とされ、首都局長は含まれていなかった。しかし省令では、首都局長にすべての任務や権限が集中していた。そして、局長は郡レベルの役人の

上に立つことは事実であるが、これは郡役人の職務監督者という立場であるとの理解を示し、省令のように、「地方統治法」で定められた郡役人の権限や任務を局長に移管することは、法に反すると非難した。

さらに第3点目として挙げられた問題は、処罰に関する規定であった。通常、省令では軽犯罪に対して禁固6ヶ月を超えない処罰を課すこととなっているが、廟に関する省令では禁固3年以下の罰則規定があった。また廟の敷地への侵犯者に対する処罰を定めた第22項、賭博と秘密結社の集会に関する報告を義務付けた第17項については、すでに刑法や賭博税法にて規定があった。そこでは廟でトランプ賭博をした場合、処罰は本人に対する罰金に留まり、禁固刑のような重罰は課されなかった。また、廟内にて官憲が違反者本人を逮捕する権限がすでに定められており、また共犯者の場合には別途の規定があるにもかかわらず、廟の管理者を処罰することは不公正だと訴えた。

こうして省令の問題点を鋭くかつ詳細に指摘した後、とくに関帝廟の土地について、改めて2つの問題に言及した。1つは当該廟が建てられている土地は私有地であり、そもそも省令の対象とはならないこと、もう1つは、廟と共に同じ建物に設置されている学校の自律性の確保についてであった。後者については、すでに教育省の管轄として合法的に登録されており、その運営に首都局長が介入することがないよう要請した。

そして最後に再び廟に関する省令の問題点を、1. 廟の神々を信仰する中国人の信仰の自由に対する侵害、2. 政府の支援を受ける中国廟以外の宗教に比べて不公正な措置、3. 地方統治法第5条、第123条に違反、という3点に絞って指摘し、この省令を廃止または修正させるべく、再度シャム外務省にこうした窮状を伝えるよう総領事に要請した。

6月12日にイギリス総領事クロスビィからこの2通目の請願書を受けると、6月16日、外務大臣テーワウォン親王は首都大臣チャオプラヤー・ヨムマラートにこの件を伝えた。そして、地券は廟の名の下に発行されるとした各国

領事に対する外務省の説明について、中国人側の「誤解」を指摘した2月22日付のヨムマラートの説明と3月23日付の国王の見解を挙げて、外務省の理解の根拠を示すと共に、省令の文面そのものを根拠にした中国人側の反論も紹介し、いずれが正しいのか再度説明を要請した⁽³⁸⁾。

約1ヵ月後の7月27日、チャオプラヤー・ヨムマラートは外務大臣テーワウォンに宛てて中国人の訴状を返却するとともに、地券に記載される土地所有者について次のように説明した⁽³⁹⁾。すなわち、第4項に従えば、地券は首都局あるいは内務省統治局の名の下に発行されるが、その規定に関しては、廟の地券の発行の際、他の廟と混乱しないように、当該廟の名前を首都局の名の後に記すことが当初からの合意事項として存在しており、中国人たちが異議を唱えているような、地券を受領し廟の土地を国〔王〕有地とすることはないと述べた。そして首都大臣自身の説明（2月22日付）と国王の説明に相違はないという見解を繰り返した。

これを受けてシヤム外務省は、イギリス側に返信を送った。問題の土地所有権については、次のように説明された⁽⁴⁰⁾。

...the practice in the Ministry of Local Government has been to cause the name of the temple to be written in the title deed after that of the Prefectural Department. This procedure, I am informed, has been invariably followed and the name of the temple, therefore, appears in all such title deeds.

他方、省令の違法性そのものについては、外務省の権限を越える問題であり、請願者が望むらくは審理権を有する法廷に訴えるようにと述べるに留まった。

5月6日付のフランス領事からの書簡に対しても9月19日付で返信がなされた。省令の必要性を強調するとともに、土地所有権に関しては上記の見解を繰

り返し、最後に省令は公正であり修正の必要性なしという国王の判断を伝えている⁽⁴¹⁾。

この関帝廟をめぐる事件に関する一連の文書を収めた外務省のファイルには、翌9月20日付のフランス公使からテーワオン親王に宛てられた返信が残るが⁽⁴²⁾、それ以上の記録はない。そして翌年5月31日付で、この事件に関するファイルが外務省から王室秘書局に送られたが、そこに添付された関連文書リストもこのフランス公使からの書簡を最後に終わっていることから、外国公館も巻きこんだ事件はここで一応終結をみたものと思われる⁽⁴³⁾。

しかしこの過程で提起されたもう一つの問題、すなわち省令の権限と範囲の合法性をめぐることは、その後もGuyon、内務省、最高裁の間で議論が続けられ、結局、国王の承認を以て省令を「法律」と同様に扱うという解釈を以て、この省令の合法性が改めて確認されることとなった⁽⁴⁴⁾。

．おわりに

以上、20世紀初頭、中国廟をめくり展開された中国人とシャム政府の動きを検討してきた。1910年代半ばに生じた廟の管理運営をめぐる争いは、シャム政府に廟が利害対立の場になりうることを認識させ、「廟に関する省令」の制定を促し、さらに中国人たちによる省令に反対する激しい請願活動へと展開した。こうした廟をめぐる一連の動きから浮かびあがる当時のバンコクにおける中国人社会は、各方言グループの内部においても、また方言グループ間の連携においても、そしてシャム社会、あるいは植民地権力との関係においても、きわめて動態的な様相を示している。すなわち、しばしば利害をめぐる内部で激しく対立する一方で、シャム政府に対峙すべくは、強く結束し、高度に組織化されかつ戦略的な連携行動を展開していった様子が見てとれる。そこでは、オランダ、ポルトガル、イギリス、フランス臣民の立場も利用し、明晰な分析と論

理を駆使した断固たる抵抗の意思表示も辞さなかった。

他方、廟という場から考えれば、信仰活動の中心であった廟は、同時に政治的、経済的な場でもあり、状況に応じて長屋の賃貸や学校運営といった活動とも場を共有する重層性を有していたことが改めて認識されるだろう。それゆえ、廟をめぐる対立、分裂、協調などの動きが中国人コミュニティの内外で展開され、廟は中国人コミュニティにおける権威や利害の争点となりながら、またシヤム国家とも対峙し、主体と客体の双方としてダイナミックに動いてきたのである。今日私たちが目にする廟は、その結果であり、設立当初からの姿を留める宗教的伝統の拠点として静態的に考えることはできない。

それでは歴史的な存在としての廟を、中国人社会ダイナミズムをも織り込む形で如何に考察したらよいのだろうか。その方法と視角を探る手がかりとして、史料と現存する廟を照らし合わせることから少し考えてみたい。

例えば、客家が、省令に反対し自らのものであると強く主張した関帝廟は、今なおパートサーイ通りにある客属会所敷地内の建物の3階に存在している。その建物脇の壁には、「建進徳学校関忠義廟客属会所紀念碑 民國十年」が残る [Franke 1998: 119-120; 177-180]。廟も含めてこの地に移転し新たに学校が開設された経緯が記され、発起人、賛成人、寄付者の名前が刻まれている。碑文の説明によれば、建物は民国3年(1914年)11月に建設が始まり、同5年(1916年)2月に完成しているが、この碑文が刻まれたのは民国10年4月、すなわち1921年4月であった。この1921年4月とは、まさにオランダ、ポルトガル、イギリス臣民が、省令に反対する訴状を各国公館に提出した直後であり、4月末には、それを却下する国王の見解と首都省の返答が伝えられた。したがって、このタイミングでこの碑文が刻まれたことは偶然ではなく、当時の文脈において、その一字一句は省令に対する強い意思表示として読まれねばならないのではないだろうか。刻まれた発起人の中には、イギリス臣民として訴状に署名をした徐栄豊、陳琳記の名が、また賛成人には同じくオランダ臣民の梁振興、頼南慶な

どの名もみられる。

他方、プラーヤ・チョードウックラーチャセーティを訴える裁判で争点となった福建廟に関しては、例えば、1917年8月、クン・サワット氏等3人が原告となった裁判の一審で問題とされた5つの廟と、チアン氏が原告となった裁判における最高裁判決の後、1920年3月にホンヒー・タンウェートチャクン (Hong Hi Tanwetchakun) 等が提出した訴状に記される5つの廟では、廟の名前や場所などが異なっており、史料間で内容の不一致が観察される。さらに、これらの廟の現状を見てみれば、そこにもまた次のような史料との相違を指摘することができる。例えば建安宮 (Kian An Keng) は、現在も観音を祀るという点では1917年の記述と重なるが、トンプリーのカンラヤーミット寺の脇という現在の場所は、1920年の記述と一致するものの、1917年の記述とは一致していない。また現在ウパイラーチャバムルン寺に隣接する福蓮宮 (Hok Lian Keng) は本頭媽を祀っており、1917年の記録の内、ウタイ寺の脇に本頭媽廟がたっているとする部分に重なりながら、これを建安宮の別称とする部分とは、ずれている。さらに1920年の訴状では、本頭媽廟は、バーン・タワーイ地区にある別の廟とされている。

加えて、こうした記録をめぐる「ずれ」とともに指摘されることは、近年の廟に関する研究においてとりあげられる福建廟の事例は、史料に記された5つの廟の内、順興宮 (Cho Su Kong) などごく一部に限られているという状況であり、史料と現在の研究者の視点・関心との断絶が感じられる⁽⁴⁵⁾。

こうした史料と現状との交錯現象の理由や背景をさらに解きあかすことは今後の課題としなければならないが、これを記述の誤りや混乱として片付けるのではなく、廟をめぐる中国人コミュニティ内外の動きが反映された結果として、考えていく必要があるのではないだろうか。少なくとも廟をめぐる多様な利害が絡み、権力(の干渉)にも近かったバンコクにおいて、中国廟はかなり流動的な様相を呈した可能性がある。それが廟をめぐる史料の記述に一貫性が欠け

る状況の背後にあったとは考えられないだろうか。

これまで廟に関する歴史研究は、廟を閉じられた空間、固定的な存在として扱いがちであった。また、他の文献史料とも切り離れたまま、そこに残された碑文や鐘などに刻まれた年号に着目して、その成立年の古さを検討し、そこから中国人コミュニティの発展を論じることが多かったように思われる。しかしながら、廟そのもの、そして廟に残される碑文や扁額、あるいは神々は、変わらざる超歴史的な中国的要素の表現としてそこに存在し続けてきたのではなく、ある歴史的な文脈の中で、特定の意図の下に作成され、変化を経つつ、特定の人々の手により今日まで維持されてきたものとして理解する必要があるのではないだろうか。他の文献史料とも照らし合わせ、廟を具体的な時代の文脈と、当時の中国人コミュニティ内外のダイナミズムの中において検討することにより、廟はより開かれた歴史的な存在となり、そこから引き出される「史料」としての価値も一段と豊かになるように思われる。

- 1 “ Kotsenabodi wa duai thi kusun sathan chanit sanchao pho. so. 2463 ”[Krom Kanpokkhrong, n.a.: 132 135; Sathian Lailak 1935: lem 33, 404 413] .
- 2 方言グループやどの国の臣民であるかなど、その実態は多様であるが、ここでは一般総称としてこのように表現している。
- 3 この省令の制定過程については、タイ国立公文書館に所蔵される次のファイルがある。NA. R. VI. N. 2/79: Ruang kotsenabodi nakhonban wa duai sanchao (pho. so. 2463) [廟に関する首都省令について 1920/21年] 以下 NA. R. VI. N. 2/79と略記。
- 4 Thi 255/2523 チャオプレーヤー・ヨムマラートからプレーヤー・チャックラパーニーシーシーンウィスット (1920年 8 月 6 日) , および添付された「廟に関する首都省令」 [NA. R. VI. N. 2/79] .
- 5 “ Yo rian phraratchapatibat ” [NA. R. VI. N. 2/79] .
- 6 Thi 86/2015 プレーヤー・チャイヤヨットソムバットからプレーヤー・チャックラパーニーシーシーンウィスット (1920年 9 月 8 日) [NA. R. VI. N. 2/79] .
- 7 Thi 81/3039 チャオプレーヤー・スラシーからプレーヤー・チャックラパーニーシーシーンウィスット (1920年10月4日) , 及び添付された Banthuk truat rang

kotsenabodi wa duai kuson sathan chanit sanchao [NA. R. VI. N. 2/79] .

- 8 Thi 104/4646 チャオプラー・アパイラーチャー からプラー・チャックラパーニーシーシンウistung (1920年10月26日), および“ Memorandum concerning the Draft Ministerial Regulations on the places of religious institution, submitted by the Ministry of Local Government, ” presented by R. Guyon, September 25, 1920.
- 9 Thi 390/5855 チャオプラー・ヨムマラートからプラー・チャックラパーニーシーシンウistung (1921年2月12日) [NA. R. VI. N. 2/79]
- 10 この事件に関しては次のファイルに収められる諸文書に基づく。NA. R. VI. N. 25. 1/1: Nai Hong Hi Tanwetchakun kap phuak thun klao thawai dika kho phramaha karuna prot klao tang hai Phraya Chodukratchasetthi pen phu pokkhong sanchao Hok Liap Keng(pho. so. 2461 2462) 以下 NA. R. VI. N. 25. 1/1と略記。
- 11 Thi 3/513 首都省次官 (Palat thunchalong, Krasuang Nakhonban) から プラー・プラチャーチーブボーリバーン (1917年4月26日) [NA. R. VI. N. 25. 1/1] .
- 12 原告及び被告の陳述, 判決内容も含めて, Samnao kham phiphaksa san phaeng sanam sathit yuttitham (1917年8月11日) [NA. R. VI. N. 25. 1/1] .
- 13 Kham phiphaksa san utthon sanam sathit yuttitham krungthep (1917年10月15日) [NA. R. VI. N. 25. 1/1] .
- 14 Kham phiphaksa dika thi 1064 (1919年12月5日) [NA. R. VI. N. 25. 1/1] .
- 15 Kham phiphaksa san phaeng sanam sathit yuttitham (1917年11月27日) [NA. R. VI. N. 25. 1/1] .
- 16 張 [1981:13] によれば, 1872年に順興宮内に福建公所が設立され, 1912年に正式に福建会館となったという。
- 17 以下控訴審での審議の内容は以下に基づく。Kham phiphaksa san utthon sanam sathit yuttitham krungthep (1918年8月8日) [NA. R. VI. N. 25. 1/1] .
- 18 Kham phiphaksa thi 1440 (1920年2月28日) [NA. R. VI. N. 25. 1/1] .
- 19 以下 Dika (1920年3月30日) [NA. R. VI. N. 25. 1/1] .
- 20 本節は次の2つのファイルに収められた諸文書に基づく。NA. KT. 24/7: Phuthaen nana prathet song ruangrao chin nai bangkhap rong khatkhan kotsenabodi ruang sanchao(pho. so. 2464 - 2466). 以下NA. KT. 24/7と略記。NA. R.VI. N.1/46: Dika Luang Phakdi phatthrakon kap phuak kho hai loek kotsenabodi wa duai thi kuson sathan chanit sanchao (pho. so. 2464). 以下NA. R.VI. N.1/46と略記。

シヤムにおける中国廟に関する一考察

- 21 この請願書に関しては Dika thi 641 (1921年12月22日)[NA.R.VI. N.1/46], 及び Thi 199/ 6039 チャオブラヤー・ヨムマラートからブラヤー・チャックラパーニーシーシーンウィスット (1922年2月22日)[NA. KT. 24/7] に依拠している。なお首都省は、署名した一人一人の所在をチェックした結果、最終的に441名の名前を確認している。また署名を収集した方法についても詳しく調査した。
- 22 Thi 54/497, 1922年3月23日[NA. KT. 24/7] .
- 23 No. 335. From Huber to Prince Devawongse, March 4, 1922; Chabap thi 21410, chin mi chu 23 khon thung thut wilanda, March 4, 1922[NA. KT. 24/7] .
- 24 Samnao thi 71/20908 テーワウォン親王からチャオブラヤー・ヨムマラート (1922年3月10日)[NA. KT. 24/7]
- 25 Copy No. 15/21726. From Geffredo Bovo to Prince Devawongse, March 17, 1922 [NA. KT. 24/7] .
- 26 Chabap thi 21727, 1922年2月22日 [NA. KT. 24/7] .
- 27 Samnao thi 74/21747 テーワウォン親王からチャオブラヤー・ヨムマラート (1922年3月21日)[NA. KT. 24/7] .
- 28 Copy No. 248/22120. From J. Crosby to Prince Traidos Prabandhu, March 25, 1922[NA. KT. 24/7] .
- 29 Samnao thi 22121, 1922年3月17日[NA. KT. 24/7] .
- 30 テーワウォン親王からチャオブラヤー・ヨムマラート (1922年3月27日)[NA. KT. 24/7] .
- 31 Thi 1/10 チャオブラヤー・ヨムマラートからテーワウォン親王 (1922年4月7日); Banchi sopsuan khon nai bangkhap holanda; Banchi sopsuan khon nai bangkhap potuket ; Thi 199/6036 (1922年2月22日); Thi 54/497 (1922年3月23日) [NA. KT. 24/7] . 身元調査の結果では、オランダ臣民と称して請願書に署名した人々の中にはシヤム臣民、ポルトガル臣民と判明したものも混じる。一方ポルトガル臣民だと称した人々には、身元確認の結果、不明となったケースも見られた。
- 32 Chabap thi 973. From Prince Devawongse to Dr. James, April 21, 1922; Thi 8/474 トライトッサプラパン親王からブラヤー・シータンマーティラート (1922年4月12日); Chabap thi 7/1271. From Devawongse to P.J. Schmidt. April 25, 1922; Chabap thi 3/1272. From Devawongse to Goffredo Bovo, April 25, 1922; Chabap 12/1312. From Prince Traidos to Mr. Crosby, April 26, 1922. [NA. KT. 24/7]
- 33 Chabap thi 10/2124. From Fern Pila to Prince Devawongse, May 6, 1922 [NA. KT. 24/7] .

- 34 Chabap thi 2125, 1922年3月[NA. KT. 24/7]
- 35 Thi 8/2223 テーワウォン親王からチャオプラヤー・ヨムマラート (1922年5月9日) [NA. KT. 24/7] .
- 36 From J.Crosby to Prince Traidos, June 12, 1922[NA. KT. 24/7] .
- 37 Chabap thi 4227, 1922年6月7日。
- 38 Thi 14/ 4534 テーワウォン親王からチャオプラヤー・ヨムマラート (1922年6月16日) [NA. KT. 24/7] .
- 39 Thi 26/2079 チャオプラヤー・ヨムマラートからテーワウォン親王 (1922年7月27日) [NA. KT. 24/7] .
- 40 Chabap thi 64/8522. From Prince Traidos to Mr. W.W. Coultas, Esq., August 21, 1922[NA. KT. 24/7] .
- 41 Chabap thi 37/10272. From Prince Devawongse to Monsieur M. Topenot, September 19, 1922[NA. KT. 24/7] .
- 42 Copy No. 10357. From Topenot to Prince Devawongse, September 20, 1922[NA. KT. 24/7] .
- 43 Thi 40/3218 テーワウォン親王からチャオプラヤー・マヒトーン (1923年5月31日) [NA. KT. 24/7] .
- 44 NA. R.VI. N.1/49: Kammakan san dika kho phraratchathan phraboromma ratchawinichai nai ruang kotsenabodi thi wa duai kuson sathan chanit sanchao (pho. so. 2466)
- 45 例えばHo [1995] は、福建廟として順興宮、関帝廟、建安宮を、Franke [1998] は順興宮を挙げる。Phimpraphai [2001:113] は福建廟として7つを示すが、その内、上記史料中に言及された廟は、順興宮、建安宮、福蓮宮である。康健 [1981: 52 53] は、「五宮一亭」の存在を指摘し、順興宮、福蓮宮、新興宮、福興宮、本頭媽宮、観音亭を挙げている。なお、今日建安宮内に掲示される廟の来歴には、この廟が建立される前に順興宮と関帝廟が (多分トンブリー側に) 存在したが、トンブリーからバンコクへの遷都を契機に荒廃したため、それを壊してその跡地に観音を祀る建安宮が建立されたという伝承が記されている。

引用文献

．未公刊タイ語公文書史料 (タイ国立公文書館所蔵)

外務省文書

NA. KT. 24/7: Phuthaen nana prathet song ruangrao chin nai bangkhap rong

シヤムにおける中国廟に関する一考察

khatkhan kotsenabodi ruang sanchao (pho. so. 2464 2466) [諸国代表 , 中国人臣民による廟に関する省令に反対する請願の件について送付 1921/22 1923/24年]

首都省文書 (6 世王期)

NA. R.VI. N.1/46: Dika Luang Phakdi phatthrakon kap phuak kho hai loek kotsenabodi wa duai thi kuson sathan chanit sanchao (pho. so. 2464) [ルアン・バクディパットラコーンとその一味 , 廟に関する省令の廃止を直訴 1922年]

NA. R.VI. N.1/49: Kammakan san dika kho phraratchathan phraboromma ratchawinichai nai ruang kotsenabodi wa duai kusan sathan chanit sanchao (pho. so. 2466) [最高裁委員 , 廟に関する省令について国王の御判断を仰ぐ 1923年]

NA. R. VI. N. 2/79: Ruang kotsenabodi nakhonban wa duai sanchao (pho. so.2463) [廟に関する首都省令について 1920/21年]

NA. R.VI. N.25.1/1: Nai Hong Hi Tanwetchakun kap phuak thun klao thawai dika kho phramahakaruna prot klao tang hai Phraya Chodukratchasetthi pen phu pokkhrong sanchao Hok Liap Keng (pho. so. 2461 2462) [ホーンヒー・タンウェーチャクン氏等 , プラヤー・チョードウックラーチャセーティをホック・リアップ・ケーン廟の統治者に任命することを請願する訴状を提出 1918年 1920年]

. その他の文献

Franke, Wolfgang. 1998. *Chinese Epigraphic Materials in Thailand* (『 泰國華文銘刻彙編 』 傳吾康主編 , 劉麗芳合編 . 台北: 新文豊出版公司 .

Ho, Chuimei. 1995. " Chinese Temples in Bangkok: Sources of Data for 19th Century Sino Thai Communities, " *The Journal of the Siam Society*, vol. 83, parts 1&2, pp.25 43.

Krom Kanpokkhrong, Krasuang Mahatthai ed. n.a. *Thamniap thabian sanchao thua ratcha-anachak* (Directory of Registered Chinese Shrines, Whole Kingdom) Bangkok: n.p.

Phimpraphai Phisanbut. 2001. *Samphao sayam : Tamnan chek bangkok* [シヤムのジャンク船 バンコクの中国人の来歴] Bangkok: Nanmee buk.

----- (Pim Praphai Bisalputra) 2004. " Tre tamha prawattisat sayam samai

ton rattanakosin (Siam & Chinese Past), *Pacarayasara Magazine*, vol.31, no. 1, pp. 81-87.

Sathian Lailak et al. ed. 1935 . *Prachum kotmai pracham sok* [年次別法律集成] Bangkok.

段立生. 1996. 『泰國的中式寺廟』曼谷：泰國大同社出版有限公司.

康健. 1981. 「七十年来的福建会馆」『泰國福建会馆慶祝七十週年紀念特刊』曼谷：泰國福建会馆, pp. 52-54.

小泉順子. 2006. 「エピローグ 中国人同化論再考 地域コミュニティの視点から」『歴史叙述とナショナリズム タイ近代史批判序説』東京大学出版会, pp.233-257.

劉麗芳・麥留芳 1994. 「曼谷與新加坡華人廟宇及宗教習俗的調查」『民族学研究所資料彙編』9 (A Survey on Temples and Religious Practices of Ethnic Chinese in Bangkok and Singapore) .

張篤生. 1981. 「序」『泰國福建会馆慶祝七十週年紀念特刊』泰國福建会馆, p. 13.

付記

本稿は科学研究費補助金を受けた萌芽研究「タイ湾沿岸地域の中国式廟に関する基礎研究」の成果の一部である。